

徳島小松島港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通  
又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する揭示

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項に基づき、徳島小松島港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、徳島小松島港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する揭示（平成19年2月1日神小支揭示第1号）は廃止する。

平成23年9月30日

小松島税関支署長 岡本 孝

1. 本邦と外国との間を往来する船舶（以下「外国往来船」という。）と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所
  - (1) 徳島小松島港新港岸壁正門（当該岸壁維けい船に限る。）
  - (2) 徳島小松島港新港北岸壁（当該岸壁維けい船に限る。）
  - (3) 徳島小松島港新港南岸壁（当該岸壁維けい船に限る。）
  - (4) 徳島小松島港金磯地区正門（金磯岸壁1及び金磯岸壁2維けい船に限る。）
  - (5) 徳島小松島港津田地区正門（津田物専岸壁維けい船に限る。）
  - (6) 徳島小松島港沖洲（外）地区正門（沖洲（外）地区（-7.5m）岸壁維けい船に限る。）
  - (7) 徳島小松島港赤石地区メインゲート（赤石地区岸壁2（-10m）維けい船に限る。）
  - (8) 徳島小松島港赤石地区サブゲート（赤石地区岸壁1（-13m）維けい船に限る。）
  - (9) 徳島小松島港新港西岸壁昇降場（上記各欄に維けい中の船舶、又は徳島小松島港内の上記各欄以外に維けい、沖がかり、若しくは入きよ中の船舶）
2. 外国往来船と陸地との貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所
  - (1) 徳島小松島港新港岸壁
  - (2) 徳島小松島港新港北岸壁

- (3) 徳島小松島港新港南岸壁
- (4) 徳島小松島港金磯地区金磯岸壁 1、金磯岸壁 2
- (5) 徳島小松島港津田地区津田物専岸壁
- (6) 徳島小松島港沖洲（外）地区（-7.5m）岸壁
- (7) 徳島小松島港赤石地区岸壁 1（-13m）、赤石地区岸壁 2（-10m）
- (8) 徳島小松島港内の上記以外にあっては、保税地域の前面の岸壁、又は物揚場。ただし当該保税地域に出し入れされる貨物に限る。